

$$dm_{h,i}(t+1) = \sum d_{h.m.m}(k, s) \times mw_{h,i}(t+1) + \sum d_{h.m.f}(k, s) \times fw_{h,i}(t+1)$$

によって求められる。同じ年齢階層の女子扶養者の数 $df_{h,i}(t+1)$ は、

$$df_{h,i}(t+1) = \sum d_{h.f.m}(k, s) \times mw_{h,i}(t+1) + \sum d_{h.f.f}(k, s) \times fw_{h,i}(t+1)$$

によって求められる。なお、国民健康保険の被保険者については年齢階層別人口（男子の各歳人口であれば $m.pop_i$ 、女子であれば $f.pop_i$ ）から各健康保険の合計を差し引いた残差、すなわち、男子の国民健康保険被保険者は、

$$km_i = m.pop_i - (\sum_{h=1}^3 mw_{h,i} + \sum_{h=1}^3 dm_{h,i})$$

女子の国民健康保険被保険者は、

$$kf_i = f.pop_i - (\sum_{h=1}^3 fw_{h,i} + \sum_{h=1}^3 df_{h,i})$$

を、2000 年度の国民年金被保険者の実績値を用いて調整係数を作成し、その調整係数を将来にも使用している¹⁸⁾。このようにして推計された被保険者が、支給開始年齢に達した場合に受給者にかかる¹⁹⁾。

2 財政収支計算部分

以上の被保険者と受給者の推定に基づいて財政収支を計算する。まず、厚生年金については、

$$F_h \cdot r + C_h + T_{G,h} = B_h \quad (h=1, 2)$$

となる。ただし、 F_h ：年金積立金、 r ：利子率、 C_h ：保険料収入、 $T_{G,h}$ ：国庫負担、 B_h ：年金給付であり、さらに C_h 、 B_h は、

$$C_h = \sum_{i=15}^{64} mw_{h,i} \times w_{h,i} \times p$$

$$B_h =$$

$$\sum_{i=64}^{85+} mw_{h,i} \times avw_{h,i} \times 7.125 / 1000 \times avmonth_{h,i}$$

報酬比例部分

$$+ BP(avmonth_{h,i}/480)$$

基礎年金部分

なる関数である。ここで、 $w_{h,i}$ は健康保険 h 制度の i 歳の被保険者の平均標準報酬月額、 p は保険料率、同様に $avw_{h,i}$ は年金者の既裁定時の平均標準報酬月額、 BP は定額給付部分、 $avmonth_{h,i}$ は平均加入月数を表す²⁰⁾。一方、国民年金の財政収支は、

$$F_k \cdot r + C_k + T_{G,k} = B_k$$

である。ここで、

$$C_k = \sum_{i=15}^{64} (km_i + kf_i) \times c_k$$

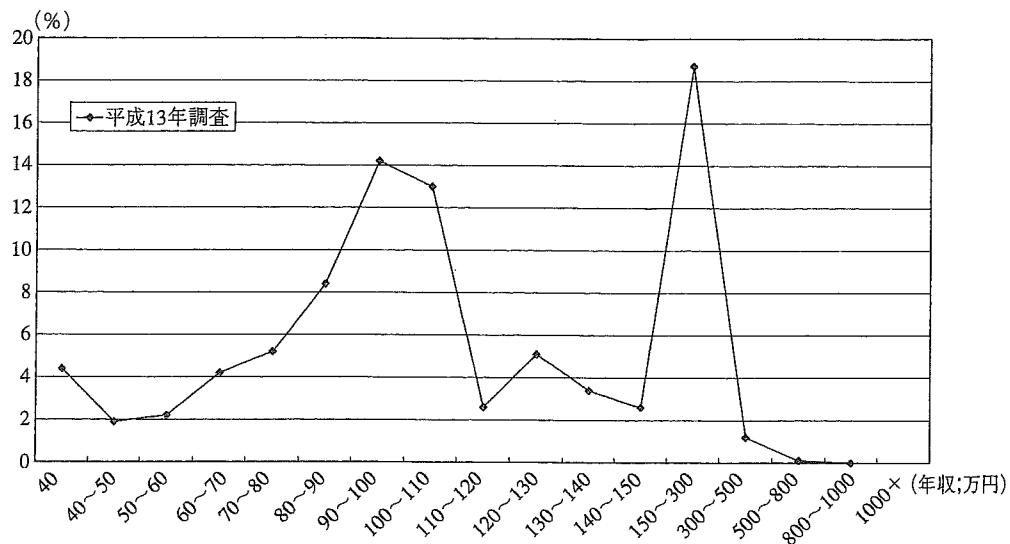
$$B_k = \sum_{i=65}^{85+} (km_i + kf_i) \times b_k$$

であり、 c_k は国民年金の保険料、 b_k は国民年金の給付額を示す。年金財政で重要な基礎年金拠出金は厚生年金、国民年金、共済年金の被保険者数をもとに算出される。具体的には各基礎年金拠出金算定対象者に若干の調整を加えた比率である基礎年金拠出金按分率を用いて算出される。この基礎年金拠出金対象者を求める方法は、『厚生年金・国民年金数理レポート』の p. 152 に示されている方法を採用している。

3 適用拡大者数の推計

ここで、本稿の主題である短時間労働者の厚生年金保険適用拡大問題を考えるには、繰り返しになるが、1) 短時間労働者でかつ第 1 号被保険者であった者が第 2 号被保険者に変わるケースと、2) 短時間労働者でかつ第 3 号被保険者であった者が第 2 号被保険者に変わるケースの両方を考察する必要がある。1) のケースは、例えば厚生労働省の「労働力調査」を考慮に入れた場合、短時間労働者は大半が女性であり、女性に議論を限定しても財政的な影響を考察する上では十分と考えられるからである。2) のケースもまた、女性に限定して議論しても問題は少ないものと考えられる²¹⁾。よって、本稿の分析の対象となるのは、 kf_i = 国民健康保険被保険者 = 第 1 号被保険者または $df_{h,i}$ = 健康保険被保険者（家族） = 第 3 号被保険者で、短時間労働に従事するものである。このような被保険者をどのように推計していくかが本稿のシミュレーションのポイントである。

年金制度の改正によって拡大適用される被保険者を推定するには、年金制度の改正により短時間労働者がどのように労働供給行動を変化させるかについて考慮すべきであるが、本稿ではこれには立ち入らない。それは、これまで年金を含む社会保険制度への拠出を強制される所得の下限が 90 万円から 130 万円へ引き上げられたことはあるが、反対にこの水準が引き下げられたことはないからである²²⁾。また、労働需要に関しても事業主負担分を考慮して企業が雇用調整をする可能性も存在



資料) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査報告」平成13年版より作成。

図3 パートタイマーの年収分布

するが、これを考慮するにも想像の域をでない²³⁾。そこで分析にあたっては、厚生労働省の「雇用と年金に関する研究会報告—多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して—」において提出された厚生労働省資料「厚生年金の適用を短時間労働者に拡大する場合の対象者数の推計」を参考にしている。この推計では、その他の経済的な関係は無視し、労働時間と年収のみから被保険者をクロス集計した上で適用拡大される可能性のある被保険者数を推計している。具体的には、3年に一度実施されている社会保険庁の「平成10年公的年金加入状況等調査」と「平成13年パートタイム労働者総合実態調査」から、20時間以上分が4,844千人×62.9% = 305万人で20時間未満かつ年収65万円以上分が4,844千人×18.8% = 91万人の合計で396万人となるとしている²⁴⁾。しかし、シミュレーションで用いている「健康保険被保険者実態調査」のデータでは被扶養者の労働時間や年収のデータは備えていない。加えて適用拡大されるとするこの396万人の被保険者種別で見た内訳に関する情報は全くない。そこで、本稿においてはもう少し簡便な方法をとる。具体的には、まず、適用拡大される短時間労働者数は、396万人を平成10年の第1号被保険者数(1,045万人)と第3号被保険者数(1,149万人)の比率で

表2 シミュレーションの経済的仮定

	～2007年度	2008年度～
実質賃金上昇率	0.50%	2.00%
物価上昇率	0.00%	1.00%
実質運用利回り	1.75%	3.25%
可処分所得上昇率	0.30%	1.80%

資料) 厚生労働省「年金改革の骨格に関する方向性と論点」、平成14年12月。

按分し、この構成比は今後も変わらないものと仮定した。すなわち、 $396/(1,045+1,149)=0.18$ が適用拡大される人数比で、この内訳は、0.476²⁵⁾が元々の第1号被保険者、0.524が第3号被保険者であるものとし、この構造は将来にわたって一定としている。また、所得分布の構造は厚生労働省の「パートタイム労働者総合実態調査報告 平成13年版」を一定²⁶⁾として利用し、所得水準自体は後述する経済的仮定の賃金上昇率に従わせている。ちなみに平成13年の女子パートの平均年収は121.5万円である。

一方、経済的な仮定は表2に示したように「方向性と論点」の試算で使用されたものと同じものを用いている。

IV シミュレーションのシナリオ

年金財政を考えた場合、厚生年金保険の適用拡大によって、1) 短期的には保険料収入が上昇し、2) 中・長期的には年金給付額が増加する。したがって、今回の改正案は、積立金に対して短期的にはプラスの力を、中・長期的にはマイナスの力を加えるものである。また、今回の改正案²⁷⁾では結果として1号被保険者が減り、2号被保険者が増加するため拠出率の計算方法が変わらなければ、厚生年金からの基礎年金拠出金が大きくなることになる。そこで、本稿では1) sim 1として0.18の比率で女性の第1号被保険者と第3号被保険者が第2号被保険者に変わる(その内訳は0.476と0.524)というケース、2) sim 2として被保険者はsim 1と同様だが、報酬の水準をパートタイマーのそれではなく、フルタイムの労働者なみ、すなわち、第2号被保険者なみにしたケース、3) sim 3として、保険料賦課の際の標準報酬月額を55,000円まで引き下げたケースの三つの場合について積立金の推移のシミュレーションを行なった。また、これはすべてのケースに共通することだが、移行先の制度で15年間以上拠出がない場合はもとの給付のまま、すなわち、基礎年金のみとした。

このような場合分けをしたのは以下の理由による。現行制度で国民年金の保険料(月額13,300円)を超える水準の保険料を2号被保険者が支払うためには(厚生年金保険の保険料率を13.85%とする)年収116万円は必要ということになる²⁸⁾。これは労使折半の水準であるから、仮に被用者負担分のみで13,300円を超える保険料を課すとした場合、年収は倍の232万円を超える必要がある。実際、平成13年度の数字であるが第2号被保険者女子の平均標準報酬月額は224,000円²⁹⁾であり、12カ月では270万円である(ボーナスを3カ月分として年収に直せば約337万円となる)。いわば、第2号被保険者なみの賃金をパートタイマーも得ることができれば、第1号被保険者との負担のバランスを取ることができる。この考え方によ

基づくのがsim 2である。一方、現行の標準報酬月額の下限が問題であるとの考え方に基づくのがsim 3である。現行の厚生年金保険の場合、平均標準報酬の下限は月額98,000円である。現行の厚生年金保険の加入に所得の制限(下限)はない。したがって、これが意味することは、例えば年収の月平均値が80,000円であった者も、90,000円であった者も98,000円の報酬があったものとして年金額が算定される。この場合、保険料は本人負担分で毎月約6,400円となる。いわば、“余分”の給付がもらえるのである³⁰⁾。実際、平成13年の女子パートの平均年収は121.5万円であるが、100万円以下の者が41%を越えている(パートタイム労働者総合実態調査報告 平成13年版)という現実がある。また、改正案では年収65万円を一つの基準としてパートタイマーの厚生年金適用拡大を考えていることから、 $65\text{万円} \div 12 = \text{約} 54,200\text{円}$ となり、これを越える額として55,000円を標準報酬月額の下限として設定した。

V 結果と考察

シミュレーションの結果は図4に示した。図中のMHLWは「方向性と論点」で示された厚生労働省の推計(保険料固定方式:短時間労働者適用無し)を参考にプロットしたものである。まず、全体の印象としては、本稿のシミュレーションによる積立金は、すべて当時の厚生労働省の推計を下回る結果となる。これは、2020年以降、改正案による年金給付の上昇が起こること(「方向性と論点」の厚労省推計には、パートの適用拡大は含まれていない)、そして運用利回りの設定が高いことにより少しの収支差が積立金の蓄積に拡大されて投影されることによる³¹⁾。利回りの問題は無視するとして、改正案は将来の給付を引き上げることにより、積立金の蓄積にはマイナスの効果を持つことが示されたといえよう。一方、短時間労働者の賃金の効果は、sim 2の推移を見れば良い。sim 2は賃金を第2号被保険者なみとしたものだが、予想通りにsim 1と比べれば短期的には積立金の蓄積が進む。しかし、2020年以降の給

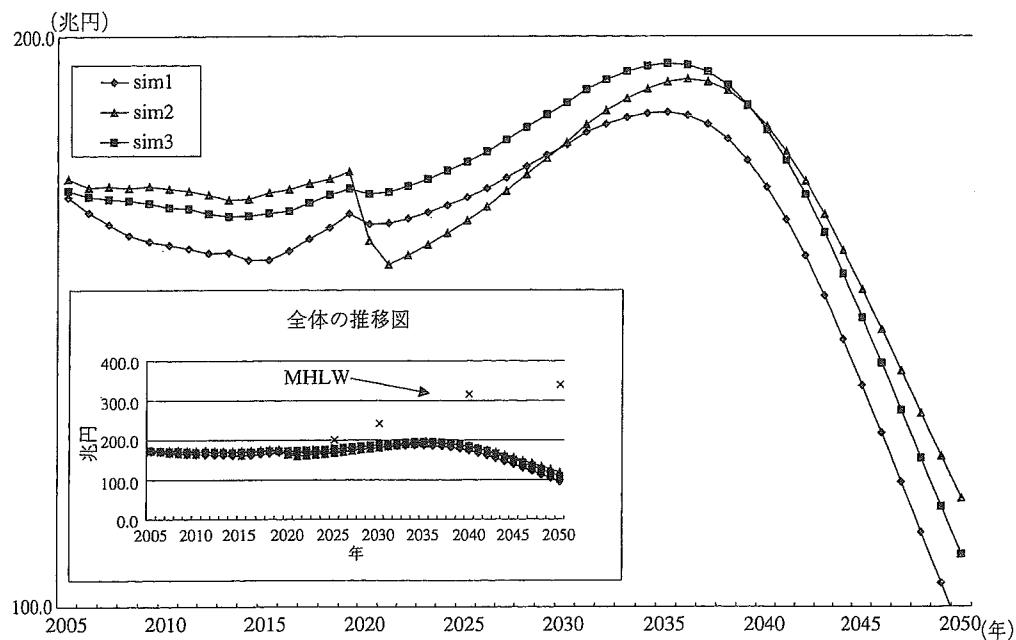


図4 厚生年金積立金推移シミュレーション比較

付の上昇効果により、積立金は sim 1 を下回って推移する。一方、標準報酬月額の下限設定の効果であるが、このケースは、収入の水準は sim 1 と変わらないが、給付を減じることができる。それも、もともと第 2 号被保険者であった者のうち、低所得の者の“余分”な給付も減じることができるので、改正案による給付の上昇を部分的に相殺できるようである。

本稿においては、年金財政、とくに積立金の推移から短時間労働者の厚生年金加入問題を論じた。積立金のパスや保険料収入を基準とすればどの程度保険料を抑制することができるかという試算は今後の課題である。シミュレーションでわかったことは、年金制度の支え手を増やす手段であるパート労働の厚生年金適用は、必ずしも財政収支が好転するとは言えないということである。パートの厚生年金への適用は、むしろ、女性の年金権の確立、あるいは個人に立脚した年金制度への端緒と考えるべきなのかもしれない。その場合、次に問題となるのは給付水準である。例えばパート労働と密接な関係のある第 3 号被保険者を考えた場合、現在の厚生年金の給付水準は 65 歳以上の夫婦世帯で 23 万 8,000 円（基礎年金 6 万 7,000 円

の 2 人分プラス報酬比例部分 10 万 4,000 円）と説明されるが、これは平均的賃金で 40 年勤続した夫と終身専業主婦であった妻の世帯がモデルである。実際にはこのような世帯は大多数ではなくなりつつあるといわれる³²⁾。産業構造の変化、景気の後退に相まって夫婦の就労形態は多様化しており、例えば夫婦共働きで両方が平均賃金で 40 年勤続したケースでは、年金額は世帯合計で 30 万 1,000 円となる。また現在、女性は平均 5 年以上の厚生年金加入期間を持っており、これは約 8,000 円弱の報酬比例部分の年金を受ける権利を保有していることになるため、この世帯では、現行のモデル金額は 23 万 8,000 円と 8,000 円を合計した 24 万 6,000 円となる。従って、専業主婦世帯モデルによる給付基準額は、現状を鑑みた基準とするべき給付額を過小評価しており、本来ならば複数の世帯形態を示しながら複数のモデル年金額を説明することが望ましい。いずれにしても、給付水準と財政収支の双方を勘案しながら制度改革を行なうことが必要である。

注

- 1) 本稿は厚生労働科学研究費補助金政策科学推

- 進研究事業「社会経済変化に対応する公的年金制度のあり方に関する実証研究」(平成13~14年度)の成果の一部である。また、平成15年9月12日に国立社会保障・人口問題研究所で開催された公的年金ワークショップでは所内・所外の参加者に貴重なコメントをいただいた。特に討論者である安部由起子氏(亜細亜大学)と清水時彦氏(社会保険庁)からは丁寧なコメントをいただいた。推計プログラムの作成は、慶應義塾大学大学院の岡田壮一郎氏の協力を得た。もちろん、本稿に残される誤りのすべては筆者自身の問題である。
- 2) 「方向性と論点」に関しては、例えば拙稿、山本(2003)を参照のこと。
 - 3) 第3号被保険者制度自体を廃止するという議論もあるが、ここでは直接には触れない。
 - 4) マクロ計量モデルによる先行研究に関しては、佐藤・山本(2001)が詳しい。
 - 5) Stochasticなモデルで年金財政を取り扱ったものには臼杵他(2003)がある。
 - 6) ただし、既裁定者に関しては、年金制度のデータを用いる。
 - 7) 年金の被保険者、受給者の所得に注目して世代内の年金給付額格差が問題となることを示した文献の嚆矢は安藤(1971)である。
 - 8) 世界銀行のHoltzmannによれば保険料率、給付乗率、支給開始年齢の設定等、年金制度の根幹とは関係ない部分の手直しに制度改正が終始することを指す。
 - 9) これ以降、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者はすべて公的年金制度の被保険者を指し示す。
 - 10) ただし、これらとの違いは、本稿では各歳別の推計を行なっていることと、スプレッドシートとVBAマクロを使用してモデルを構築していることである。
 - 11) ここでの残存確率の考え方は以下のようである。組合健保でカバーされるA社に勤める労働者がそこを辞めてB社に入ったとする。B社も健康保険組合が存在する大企業であれば、ここでは「在職」に含めることになる。B社が中小企業で政管健保であれば、「脱退」になる。したがって、この確率を引き下げるのは病気や死亡などの労働市場から脱落してしまう場合、「脱サラ」により国保でカバーされる自営業者になる場合などである。これに対して、家庭から労働市場に復帰する女性が集中する年齢階層や中途採用されるような年齢階層ではこの確率は上昇するだけでなく、1を超えることもありうることになる。
 - 12) 個票データを使用しているわけではないので、データは5歳階級に集計されたものを使わざるを得ない。

- 13) 一方、被保険者の加齢および脱退を規定する「残存確率」は平成元年、平成7年、平成12年の「実態調査」の年齢階層別の被保険者数の推移から算出している。これは、たとえば35~39歳の年齢階層について5年間残存確率を求めるには、まず平成元年について、30~34歳、35~39歳、40~44歳の3年齢階層の被保険者数の和をもとめ、それを3でわったものを分子とする。さらに平成7年について、35~39歳、40~44歳、45~49歳の3階層の被保険者数の和をもとめ、それを3でわったものを分子とするが、もし平成2年のこの制度の雇用者総数が平成元年のそれのx倍であるときには、各年齢階層の雇用水準にもひとしくx倍にするような力が働いたと考え、その影響力を除くために分子を1/x倍する。こうして計算した比率をもって、平成元年に35~39歳の階層に属した労働者の平成2年までの5年間の在職率とした。同様の操作を、平成7年から平成12年の5ヵ年について繰り返し、この二つの変化率を平均したうえ、年間残存確率としてその5分の1乗を求めた。この残存確率は、組合健保、政管健保、共済の三つについて、それぞれ計算している。
- 14) ここで、sが示すのはi歳を含むs番目の年齢階層である。例えば2歳(0~4歳階級)の場合のsは1であり、16歳(15~19歳階級)のsは4である。
- 15) 共済については、小椋・入船(1990)にならって組合健保と同様な構造をもつものと仮定している。
- 16) 男性が女性、男性が男性、女性が女性、女性が男性を扶養する場合の4通り。
- 17) ここでも重要な仮定は、各年齢階層内の扶養率は一定となることである。
- 18) ただし、調整係数によって各被保険者の和が人口を越える場合には、調整係数の値を調整した。
- 19) シミュレーション開始時期に既裁定者であった者に関しては、社会保険庁の「事業年報」より受給者数を入力し、公式人口推計の死亡率を用いて脱退させている。
- 20) 平均標準報酬については、被保険者分は「被保険者実態調査報告」を使用している。給付乗率の7.125は、生まれ年によって異なる。既裁定者の平均標準報酬や平均加入月数は社会保険庁「事業年報」を用いている。新規裁定者分の平均加入月数は最新のデータをそのまま使用している。
- 21) 例えば厚生労働省「公的年金被保険者実態調査」によれば、男性の第3号被保険者は平成4年、7年、10年でそれぞれ9.4万人、12.4万人、8.8万人であるが、女性は、1,193.2万人、1,166.1万人、1,148.9万人である。

- 22) 租税や社会保険料の賦課開始の水準が労働供給を阻害するという結果を示した代表的な文献には安部・大竹(1995)があげられる。
- 23) これに関する議論は <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/06/s0605-1i.html> にある(アクセス日平成15年4月12日)。
- 24) この算出根拠のURLは <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/02/s0224-5g.html> である(アクセス日平成15年4月12日)。
- 25) $1,045 / (1,045 + 1,149) = 0.476$ となる。
- 26) 本来、所得分布の構造は年齢階級によって異なる。しかし、パート労働者の年齢階級毎の所得分布は得られないで、図3に示したような所得構造が各年齢についても当てはまるものとし、かつ、その構造が将来にわたっても同一であると仮定した。したがって、パート賃金にも年功的な要素があるとすれば、年齢階級の低い方には過大、年齢階級の高い方には過小となる。
- 27) 基礎年金の按分率については、牛丸他(1999)の第4章を参考にした。
- 28) $13,300 \times 12 = 159,600$ であり、これが収入の13.85%となるのは115.23万円であることによる。
- 29) http://www.sia.go.jp/statis/gaikyo2001/ga04_1.htm
- 30) ここには、月額13,300円の保険料で年間約80万円の年金額となる国民年金との関係をどう考えるかという問題と、年金の給付額裁定時には過去報酬が再評価されるため標準報酬の底上げ分だけ給付の方が拠出よりもネットで大きくなる可能性があるという問題がある。
- 31) 収支計算において、事務費の設定も重要であるが、これを本稿では2000年水準を維持するものとしていることも積立金の蓄積に影響を与える可能性がある。
- 32) 有森(2003)参照。

参考文献

- 安部由起子・大竹文雄(1995)「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動」『季刊社会保障研究』Vol. 31 No. 2, pp. 120-135, 国立社会保障・人口問題研究所。
- 有森美木(2003)「諸外国における給付と負担に関する議論について」『年金と経済』, (財)年金総合研究センター, Vol. 22 No. 2。
- 安藤哲吉(1971)「スライド制年金と財政方式」『共済新報』2月号-12月号, 共済組合連盟。
- 牛丸 聰他(1999)「新たな基礎年金制度の構築に向けて」『経済分析—政策研究の視点シリーズ』第13号, 経済企画庁。
- 臼杵政治・北村智紀・中嶋邦夫(2003)「厚生年金財政の予測とリスクの分析—保険料固定モデルの議論を中心に—」『ニッセイ基礎研究所報』Vol. 29, ニッセイ基礎研究所。
- 小椋正立・入船 剛(1990)「わが国の人口老齢化と各公的医療保険の収支について」, 大蔵省財政金融研究所『フィナンシャル・レビュー』August-1990, pp. 1-27。
- 小椋正立・山本克也(1993)「公的年金保険のコストと負担のシミュレーション」『日本経済研究』No. 26, pp. 7-33, 日本経済研究センター。
- 厚生労働省(2002)「年金改革の骨格に関する方向性と論点」。
- 佐藤 格・山本克也(2001)「社人研マクロモデルによる社会保障改革の計量分析」(共)佐藤格『季刊社会保障研究』Vol. 37 No. 2, pp. 126-138, 国立社会保障・人口問題研究所。
- 清家 篤・山田篤裕(1998)「Pension Rich の条件」, 八田達夫・八代尚宏編『シリーズ: 現代経済研究 16 社会保険改革』, pp. 99-127, 日本経済新聞社。
- (財) 21世紀職業財団(2002)「多様な就業形態のあり方に関する調査報告書」。
- 田近栄治・金子能宏・林 文子(1996)『年金の経済分析—保険の視点』, 東洋経済新報社。
- 古郡朝子(1997)『非正規労働の経済分析』, 東洋経済新報社。
- 八田達夫・小口登良(1999)『年金改革論 積立方式へ移行せよ!』, 日本経済新聞社。
- 山本克也(1994)「わが国の人口構造と報酬比例年金の関係」『日本年金学会会誌』14号。
- ・佐藤 格・岡田壮一郎・斎藤真二(2002)「公的年金財政収支モデルの解説」, *Social Security Policy Evaluation Model Discussion Paper Series*, No. 108, 国立社会保障・人口問題研究所。
- (2003)「2004年公的年金改革の5つの論点」『週間 金融財政事情』第54巻第13号, 金融財政事情研究会。
- 厚生統計協会, 『保険と年金の動向』, 各年度版。
- 厚生省年金局, 『平成11年度版 年金白書—21世紀の年金を「構築」する—』。
- 厚生省年金局監修, 『厚生年金・国民年金数理レポート 1999年財政再計算結果』。
- 厚生省保険局, 『健康保険被保険者実態調査報告』, 各年度版。
- 社会保険庁, 『事業年報』, 各年度版。
- 労働省大臣官房政策調査部, 『賃金構造基本調査』, 各年度版。
- (やまもと・かつや 国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部主任研究官)

山本論文へのコメント I

安 部 由起子

短時間労働者・非正規労働者は、近年、日本の労働力におけるシェアを急速に高めている。その一方で、社会保険は、従来は正規労働者を念頭において設計されており、低収入もしくは短時間就労の労働者は加入しないようなしきみとなっていた。しかし、正規労働者の数が減少し、またその賃金も伸びないといった状況があり、また、年収の壁（社会保険においては、有配偶女性が夫の被扶養者となるための130万円の壁）が就業に歪みをもたらしているといった状況もあって、パート労働者の社会保険加入を促す方向が、ここ数年打ち出されてきている。年収の基準を下げて年間65万円とするか、労働時間の基準を週20時間とするか、といった新しい基準の案が出されているが、最近の新聞報道によると、このうち20時間基準が導入される見込みのようである。

パートの社会保険加入の拡大は、比較的長期間、話題になってきている。これまでこれについて話題になってきたことは、（1）制度変更が労働供給にどのような影響を与えるか、（2）分配上どのような影響を与えるか、といった点が主であったと思われる。（1）は、これによって、いわゆるパートの壁の影響がなくなり、労働供給の歪みが是正され、効率性の上の問題が小さくなる、といった点である。（2）は、これまでパート労働者の少なからぬ部分は第3号被保険者として社会保険料負担を免れる反面、夫の社会保険から年金を受給しているのは公平でない、あるいは、パート労働者でも一定以上働いていると社会保険料を支払うが、結局老後には夫の遺族年金を受給したほうが受給額が多くなり、そちらを受給するために、支払った保険料はいわば掛け捨てになってしまう、といった論点である。この論文では、こういった観点とは異なり、パート労働者が社会保険に加入した場合に年金財政がどのような影響を受けるか、という視点からの評価となっており、

これまであまり焦点が当ててこられなかつた部分であり、重要な貢献であると考えられる。

とりわけ、この論文で強調されているのが、現在の制度では、低所得であると、厚生年金については加入することで結果的に正のトランスファーを受けるという点である。現在の厚生年金には標準報酬の下限（一月に98,000円）がある。厚生年金に加入すると、月収がこの額に満たない場合でも、保険料はこの標準報酬を基準に徴収される。そして、老後の年金支給額も、この標準報酬が基準になる。したがって、いわば実際に稼いでいるよりも高い保険料拠出になる反面、給付もそれに合わせて上昇するが、重要な点は、それが年金数理的にネットでみると、給付のほうが多くなっているということである。すると、現在の制度のまま、厚生年金を月収の低いパート労働者に適用した場合、保険料は徴収できても、長期的には給付の増加により、年金財政が改善するとも言い切れないという点である。

これは、パート労働者の社会保険加入が分配上与える影響は、これまでとは違ったものになる、ということであるのかもしれない。すなわち、これまでではパート労働者が年金については、所得があるのに拠出をしないという意味での「ただ乗り」をしていると考えられていた部分があった。たしかに、パート労働者への社会保険加入をこれまでよりも強化し、パート労働者も保険料拠出をするようになると、保険料拠出という部分ではフルタイム労働者と同じになる。しかしそうだとしても、結果として所得が低いパート労働者は正のトランスファーを得られるというのであれば、分配上の「不公平」は、これまでとは異なる形・度合いをとるにせよ、また違った形で出てくるということであるかもしれない。また、この論文のおわりの部分でも書かれているように、給付の平等を議論する場合には、世帯単位での受給額を問題

にすることも必要であろう。いずれにしても、パート労働者の加入条件・標準報酬基準の下限の設定、多重就労の場合の厚生年金加入のしくみなどについて、今後実務的な方針や方法が示されていくと考えられるので、またこの点について議論が深まるこことを期待したい。

また、制度変更によってパート労働者や企業の行動が変わる場合、シミュレーションの結果も変わってくると考えられる。第1は、労働供給である。現在はパートの壁のために労働供給を抑制しているパート労働者が、制度変更のあとは就業抑制をやめれば、そういういたパート労働者の収入は増加するので、保険財政上もプラスになろう。第

2に、これまで保険料が課されていなかった労働に保険料が課されるようになることで、それが賃金にどのように転嫁されるかという問題も、厳密にいえば、存在する。もし企業負担分が賃金に転嫁されるようであれば、名目の賃金率が低下することも考えられ、そうすると労働時間を一定とすれば、保険料収入は減少する。第3に、多重労働がもし増えるようなことがあれば、それに対してどのようなルールを作るかにも当然依存するが、これも加入者数・年金財政に影響を与えると考えられる。

(あべ・ゆきこ 亜細亞大学助教授)

山本論文へのコメント II

清水時彦

はじめに

年金制度における財政再計算は、法律により政府に義務づけられ、政府が責任を持って実施しなければならないものである。高い給付には重い負担がつきまとうのは当然であるので、どこかで給付と負担のバランスを図らなければならない。財政再計算時に作成される年金財政見通しはその判断を行うための前提となる情報を提供する。従って、年金財政見通しの内容は、現行制度や制度改正内容の細部までもが忠実に反映されるよう、必然的に大がかりなものとなる。

このような年金財政見通しの作成は、これまで行政当局の専管との印象が強かったが、計算処理技術の発達や情報開示の進展等により、最近では、研究機関などが独自にシミュレーションを実施し、現行制度の財政予測や独自に提案する改正事項の評価などを行うようになってきている。本論文は、現在検討されている短時間労働者の厚生年金への適用拡大（以下、単に適用拡大とする）が年金財政に与える影響を、独自の推計モデルに基づいて実施、評価したものであり、時機を得たものといえよう。

研究機関等による年金財政シミュレーションの役割

本論文のような年金財政シミュレーションの結果や内容が提供する知見や情報は価値あるものである。このようなシミュレーションが研究機関等を始めとして様々な場において実施されたようになったこと自体、以下の点で特に重要であり注目すべきことである。

第一に、これにより、年金制度に関する種々の提案について、その財政的な影響を検証できるということである。年金制度改正は、給付と負担のバランスを通じて財政的な健全性が長期に渡って確保されるように行われなければならない。実際、これまでの制度改正は、年金財政上のサスティナビリティに対する懸念が契機となって行われてきた面がある。5年に一度の財政再計算の年が近づくにつれて、各方面より、年金制度に関する様々な提言が行われるようになるが、どのような提案も、本論文にあるようなシミュレーションによる財政的な裏付けが検証されて、はじめて説得力のあるものとなる。

第二は、こうした年金財政シミュレーション・

モデルを経済モデル等とリンクさせることにより、年金制度改正を、より巨視的なマクロ経済の枠組みで捉えることができる点にある。本論文のテーマとなっている厚生年金の適用拡大は、論文中にも指摘されているように、その実施により人々の働き方が変わり雇用構造に影響を与える可能性がある。このような年金制度改正の政策効果を、マクロ経済の観点から評価することは今後ますます重要になってくると考えられる。

シミュレーションの信頼性検証の必要性と本論文の課題

このような年金財政シミュレーションについては、その役割が重要となりつつある中で、推計結果が社会に与える影響も大きくなっている。それ故に、シミュレーション実施者には、推計結果の数値等の信頼性について十分な説明を行うことが求められることとなる。

この観点からは、①推計のベースとなった統計データ上の制約、②データや予算上の制約から生じる推計方法等に関する簡略化等の概要、③行政当局による将来推計との前提条件や推計方法等の違い、について明記することが必要であり、加えて、以上のような点が推計結果に及ぼす影響度を評価し、併せて、推計目的である改正案等の財政影響についての定性的な説明、推計結果を解釈する上での限界をも示すことが重要であると考えられる。

以上のような観点から、本論文の課題を整理すると、第一に、データ上の制約について明記する必要があろうことが挙げられる。本論文のシミュレーションは、健康保険（組合健保、政管健保）の被保険者を厚生年金被保険者とみなし、全体の人口から健康保険の被保険者及び被扶養者を除いた者を国民年金の第1号被保険者としている。この方法自体ユニークと評価できるが、この方法では、①健康保険の被扶養者である国民年金第1号被保険者である者がカウントされていない、一方、②健康保険の被扶養者を第3号被保険者とみなしているため、厚生年金の基礎年金拠出金が過大に評価されている。③健康保険における標準報酬を、

そのまま年金制度に適用しているため、上限の違いにより、保険料及び年金額が、若干ではあるものの、過大に評価されている、といったことも生じている。これらの影響は、社会保険庁の公的年金加入状況等調査などにより定量的な検証が可能と考えられる。

第二には、厚生労働省の将来推計（方向性と論点）との推計結果の大きな違いについての説明である。本論文では、この違いについて、運用利回りの設定等の影響を示唆するに留まっているが、やはり定量的な説明が不可欠であろう。論文中には、経済的前提は厚生労働省推計と同じものを使用していると記述されているが、論文中の財政収支計算部分のモデル式においては、経済的前提は利子率のみが使用されており、将来の賃金上昇や物価上昇は反映されていないようでもある。利子率を、実質賃金上昇率を上回る運用利回り（2008年度以降で1.25%）としているのであれば、推計結果は、現在の価格水準で表示されていることとなり、各年度の名目価格で表示している厚生労働省推計と数字自体を直接比較することはできない。いずれにしろ、厚生労働省推計がある程度再現可能になって初めて初めてモデルの信頼性が確保されるものである。

第三は、適用拡大の年金財政への影響に関する推計結果の妥当性を、定性的にも説明し検証することである。この観点から、若干の補足説明を行うと、厚生年金の被保険者については、保険料としては、標準報酬に対して定率で負担し、給付面では、定額である基礎年金と報酬比例年金の合計が支給される。このため、厚生年金には所得再分配機能が組み込まれており、低所得であるほど、負担に比べて多くの給付が行われることとなる。従って、賃金が相対的に低い短時間労働者が新規に適用されれば、年金財政上はマイナスの影響として現れる。論文中にもあるように、これまで第1号被保険者であった短時間労働者が厚生年金に適用される場合は、この通りではあるが、第3号被保険者である短時間労働者が厚生年金に適用される場合は、基礎年金拠出金に関して当該第3号被保険者が負担する側に回るので、先のマイナス

影響の他、プラスの影響も生じることとなる。従って、厚生年金財政への影響は、適用拡大によって適用される集団の人数及びそれらの集団の第1号・第3号の割合、それらの集団の平均的な標準報酬の水準によって決定されることとなる。つまり、第3号被保険者からの適用が多ければ、また、標準報酬が高ければ、財政的にプラスの影響が強くなるものといえる。

以上のような定性的な影響を踏まえて、本論文の3つのシナリオであるSIM1(平均賃金121.5万円)、SIM2(平均賃金=第2号被保険者平均)、SIM3(平均賃金65万円)を見ると、推計結果とは異なり、SIM3、SIM1、SIM2の順で財政状況が良くなっていくことが予想される。正確な年金財政への影響を把握するためには、積立金の推

移だけに着目するだけでは足りないが、この点を良く検証する必要があろう。

おわりに

以上、やや纏まりを欠いたコメントとなってしまったが、いずれにしろ、こうした研究がますます重要となることに変わりはない。シミュレーション・モデルの妥当性の検証及び改善を進めるなかで、制度改正案の定量的な評価等を独自の立場から行い、その結果に基づく深い知見や的確な情報が、年金制度に関する有益な提言等に活用されることが期待されているといえる。

(しみず・ときひこ 社会保険庁運営部
企画課数理調査室長補佐)

高齢者の所得に占める公的年金のウエイト

府川 哲夫

I はじめに

今日では日本の社会保障の規模はGDPの15%に達し、人口の少子・高齢化、低（あるいはマイナス）経済成長のもとで社会保障の役割が見直されるなかで、社会連帯の原則、社会保障のもつ所得再分配機能やリスク・ポーリング機能について再検討されるようになっている。GDPの15.2%（2000年度）を占める社会保障給付費のうち高齢者向け給付は年金（GDPの7.6%，以下同じ）、老人医療（2.0%）、老人福祉（0.7%）等を合計してGDPの10.3%（社会保障給付費全体の68%）に達している（国立社会保障・人口問題研究所、2002）。多くの国で社会保障の財政難を背景に、公的制度のスリム化とそれを補うための私的仕組みが議論されている。社会保障はすでに政府支出の大きな構成要素となっているが、今後さらに人口の高齢化、国民のニーズの高度化・多様化、家族形態の変化、等に対応しなければならない。このため、近年では社会保障制度において個人の選択と責任が重視されるようになってきたが、一方で社会的公正や社会連帯が意味を失っているわけではない（ISSA, 2003）。

少子高齢化の進展とともに、日本では年金財政の観点から公的年金の給付水準引下げが現実の課題となっている。高齢者の経済状況は一様ではなく、豊かな人もいれば貧しい人もいる。また、今日の高齢者と比較した将来の高齢者の給付水準についても関心が高まっている。それにもかかわらず公的年金がどのような給付をするのが望まし

いのか（あるいは公正なのか）について、必ずしも明らかにされていない。社会保障の財源が限られている中で年金を重視するのか、医療を重視するのかという問題に関しても、国民の合意は明らかではない（府川、2001）。本稿では公的年金の給付水準を示す指標として高齢者の所得に占める公的年金のウエイトに注目し、公的年金の規模や機能について考察する。具体的には1998年（平成10年）国民生活基礎調査を用いて、65歳以上の高齢者の所得における公的年金給付の役割を世帯構造や所得階級別に検討し、その実態をもとに日本の年金改革への示唆を考察する。高齢者の所得については、高齢者が単身か夫婦か、子世代と同居しているか、といった世帯人員の違いを調整した「1人当たり所得」を主に用いる。また、日本の年金改革を考える際には比較対象としてアメリカとドイツを取り上げる。日本の年金給付の対GDP比はこの両国の中間に位置し、両国とも日本が解決すべき課題について様々な形で取り組んでいるからである。

II アメリカとドイツの公的年金

日本に限らず先進諸国では公的年金制度が人口高齢化等によって改革を余儀なくされている。改革の方向は平たく言えば「意味のある給付を耐えられる範囲の負担で持続的に実施できる制度」に変えることである。アメリカの老齢・遺族・障害保険（OASDI）は1983年の改正で、1984年以前に採用された連邦公務員を除く全ての被用者（公務員を含む）及び自営業者を適用する普遍的な制

度となった。また、老齢年金の支給開始年齢は65歳から67歳に引き上げられた（実施は2003年から2027年にかけて段階的に）。財源は被用者と事業主からの社会保障税（12.4%を労使折半、自営業者は全額負担）、年金給付に対する課税及び信託基金の利子収入で全ての年金給付と事務費（給付の0.8%）を賄い、国庫負担はない。給付は過去の拠出のみに依存し、受給者の所得や資産には無関係である。定額給付では現役時代の生活水準を反映した老後の所得保障として役立たないため、給付は報酬比例で、将来にわたって一定の賃金代替率¹⁾が維持されるよう設計されている（府川、2001）。ドイツの公的年金では被用者は強制加入であるが、自営業者も同じ制度に任意加入で適用されている。ドイツでは高齢者の所得保障は公的年金が圧倒的に重要である。ドイツでは早期引退が定着し、平均引退年齢は60歳である（Schmaehl, 2000）。1989/92年改正で「45年加入の標準年金は現役労働者の平均手取り賃金の70%」という水準が政治的合意となつた（Schmaehl, 2000）。しかし、2000/01年の改正で1) この70%という水準を2030年までに64%に引下げ、将来における保険料率の引上げ幅を抑制

すること、2) 公的年金の給付削減を補完するため、任意加入ではあるが税の優遇と保険料補助とともに積立方式の企業/個人年金を導入すること、等の改正が行われた。

III データと研究の方法

本稿の分析に使用するのは1998年国民生活基礎調査データのうち65歳以上の高齢者がいる8,989世帯である。65歳以上人口に占める同居高齢者の割合（男女計）は2000年で49%であったが、この割合は年齢階級の上昇とともに増加し、65-69歳の42%が80歳以上では66%に高まる（厚生労働省、2001）。単独世帯は1対4の割合で女性の方が多い。高齢者（65歳以上）がいる世帯の世帯構造は、子世代と非同居か同居かによって大きく2区分することができ、非同居の場合は単独か夫婦のみに区分される。一方、子と同居する場合は高齢者が夫婦か単身か、子世代が夫婦か単身かによって4区分される。年齢階級ごとに世帯構造別世帯数の構成割合をみると図1のとおりである。75歳未満では非同居群の方が多く、75歳以上では同居群が過半数となり、特に「高齢者

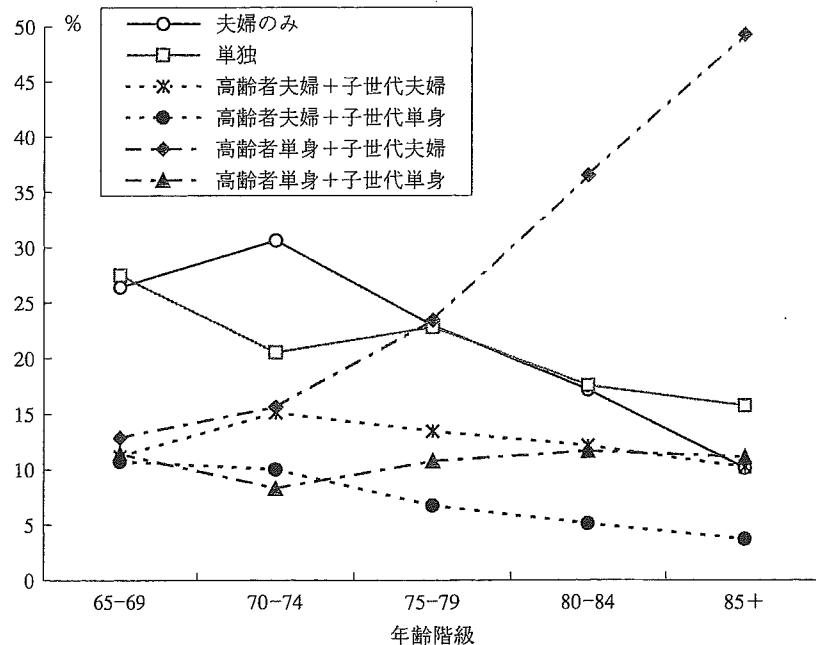


図1 世帯構造別世帯数割合

単身＋子世代夫婦」世帯の増加が著しい²⁾。

所得は調査年の前年1年間の所得である。対象とする所得の範囲は、公的年金給付のウエイトを考える際には「高齢者の所得のみ」を基本とするが、同居高齢者の生活水準を考慮するため「世帯内全員の所得」を用いる集計も行う。なお、引退世帯（稼働所得=0の世帯）に限定した集計の場合は「高齢者の所得のみ」を対象とする。

所得の不平等度の測定にはジニ係数を用いる。世帯の所得をその人数や年齢によって調整するための等価所得スケールとして、次の2つを用いる。

スケールA：15歳以上の1人目=1.0、同2

人目以降=0.5、15歳未満=0.3

スケールB：18歳以上の1人目=1.0、同2

人目=0.7、同3人目以降及び
18歳未満=0.5

スケールAを用いた場合の結果は「スケールA」、スケールBの場合は「スケールB」と表示する。

IV 結 果

1 高齢者の所得に占める公的年金のウエイト：年齢階級別

非同居高齢者の平均所得は「夫婦のみ」で435万円、単独で191万円と前者が後者の2倍以上であり、いずれも年齢階級の上昇とともに低下する（表1）。高齢者の所得に占める年金のシェアは単独の方が「夫婦のみ」よりやや高く、いずれも年齢階級の上昇とともに増加している（単独の85歳以上は例外）。

同居高齢者の場合、高齢者の所得は夫婦の方が単身より高いことは非同居の場合と変わらないが、子世代が単身の方が子世代夫婦の場合より平均所得は高い。高齢者の所得に占める年金のシェアは所得が低い世帯ほど高くなる傾向にある。「高齢者夫婦+子世帯単身」世帯の平均所得は「夫婦のみ」世帯とほぼ互角であるが、同居群の高齢者単身世帯の平均所得は各年齢階級で「単独」世帯よりも低い。同居群全体では各年齢階級で非同居高齢者より平均所得は低い（65-74歳で75%，85歳以

上で53%）が、高齢者の所得に占める年金のシェアは両者あまり大きな差はない。

表2は世帯人員の違いを調整した1人当たり所得の平均値及び所得源構成比を示したものである。スケールAを用いた結果をみると、非同居・同居とともに1人当たり所得は低下したが、高齢者の所得に占める年金のシェアは表1とほとんど変わらない。非同居・同居を問わず、高齢者の所得に占める公的年金のシェアは年齢計で64%であり、65-69歳の50%台から75歳以上で概ね70%あるいはそれ以上に増加する。スケールBの結果もスケールAと大差ないので、以下では省略する。

高齢者の1人当たり所得の分布は図2(a)のように世帯構造別に異なるが、「夫婦のみ」と「高齢者夫婦+子世代単身」及び「高齢者単身+子世代夫婦」と「高齢者単身+子世代単身」は比較的類似している。高齢者の所得では同居群の高齢者単身に低所得者が多いが、世帯内全員の所得を対象に1人当たり所得を計算し直すと、同居高齢者で低所得者の割合が大幅に減少する（図2(b))。年齢階級・世帯構造別に1人当たり平均所得をみると、高齢者所得を対象とした場合は各年齢階級とも第1グループが「夫婦のみ」と「高齢者夫婦+子世代単身」、第2グループが「高齢者夫婦+子世代夫婦」と単独、第3グループが同居群の高齢者単身という順に平均所得が低下する。しかし、世帯内全員の所得を対象にすると特に同居群の子世代夫婦世帯の1人当たり平均所得が高くなり、65-69歳を除いて同居群が非同居群より高くなる（図3(a))。

2 高齢者の所得に占める公的年金のウエイト：所得5分位階級別

高齢者の所得5分位階級別平均所得・所得源構成比は表3のとおりである。非同居高齢者と同居高齢者で平均所得に大きな差があり、下位60%の高齢者の所得に占める年金のシェアは同居群の方が非同居群より高い。稼働所得及び財産所得が第5・5分位で大きな役割を果たしていることは両者で共通である。世帯人員を調整して1人当たり所得5分位階級別にみても、平均値は変わるが、

表1 高齢者の世帯構造・年齢階級別平均所得及び所得源構成比：高齢者の所得、1998年
非同居高齢者

年齢 階級	合計			夫婦のみ			単独								
	平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)		平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)		平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)				
			稼働	年金			稼働	年金			稼働	年金	財産		
合計	319	0.44	26.6	63.7	6.3	435	0.38	29.1	62.2	6.4	191	0.40	20.2	67.3	6.1
65-69	365	0.44	36.0	54.4	5.8	509	0.38	38.4	53.3	5.7	228	0.40	31.0	56.7	6.1
70-74	356	0.42	26.7	63.9	6.1	459	0.37	29.3	62.5	6.3	202	0.39	18.2	68.7	5.4
75-79	277	0.43	19.2	71.0	6.1	389	0.36	22.6	68.6	6.4	163	0.38	11.0	76.9	5.4
80-84	262	0.44	17.5	72.0	8.7	365	0.38	20.0	69.6	9.3	161	0.39	11.8	77.4	7.3
85+	213	0.47	18.2	70.0	6.4	291	0.39	17.1	74.0	4.5	163	0.47	19.4	65.3	8.6

同居高齢者

年齢 階級	合計			高齢者夫婦+子世代夫婦			高齢者夫婦+子世代単身								
	平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)		平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)		平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)				
			稼働	年金			稼働	年金			稼働	年金	財産		
合計	204	0.57	28.1	62.5	7.5	302	0.47	29.1	61.5	8.4	419	0.46	36.9	55.2	6.5
65-69	276	0.53	37.5	52.7	7.5	332	0.41	34.6	57.8	6.0	482	0.46	44.3	46.5	7.8
70-74	266	0.55	31.6	59.8	6.8	359	0.48	33.0	57.5	8.6	430	0.43	35.9	57.4	5.4
75-79	190	0.55	24.9	66.5	7.2	284	0.48	27.4	63.5	8.1	352	0.41	30.1	66.4	2.2
80-84	146	0.55	18.9	70.6	8.9	234	0.46	20.8	68.6	9.3	395	0.56	32.5	51.9	14.3
85+	113	0.54	11.7	77.9	9.4	197	0.48	7.6	77.9	14.3	293	0.44	23.5	71.5	3.7

年齢 階級	高齢者単身+子世代夫婦			高齢者単身+子世代単身						
	平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)		平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)			
			稼働	年金			稼働	年金	財産	
合計	107	0.54	19.8	70.1	7.8	145	0.48	20.8	68.5	7.5
65-69	142	0.54	30.8	57.6	8.3	179	0.50	31.4	54.8	8.7
70-74	120	0.55	24.9	64.5	5.7	173	0.48	22.6	69.6	5.4
75-79	114	0.56	21.5	67.8	9.0	136	0.46	16.2	71.8	10.1
80-84	94	0.51	12.0	80.2	6.8	110	0.43	12.3	78.3	5.6
85+	86	0.53	12.0	77.5	9.2	99	0.42	6.0	85.7	6.4

高齢者合計

年齢 階級	平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)		
			稼働	年金	財産
合計	255	0.52	27.3	63.2	6.9
65-69	324	0.48	36.6	53.7	6.5
70-74	312	0.49	28.8	62.2	6.4
75-79	230	0.50	21.7	69.0	6.6
80-84	186	0.53	18.2	71.2	8.8
85+	139	0.54	14.2	74.7	8.2

年金のシェアはほとんど変わらない(表3)。非同居高齢者について公的年金のシェアをみると、第1・5分位から第4・5分位までの高齢者において85%前後を占め、第5・5分位で40%に低下する。また、第5・5分位では稼働所得の割合が45%に

達している。このように年金給付のシェアは第5・5分位で大きく低下するが、年金額の平均値は第1・5分位の60万円から第5・5分位では228万円と階級が上がるに伴って平均値も上昇する。

表2 高齢者の年齢階級別1人当たり平均所得及び所得源構成比：高齢者の所得，1998年

スケールA

年齢 階級	高齢者合計					非同居高齢者合計					同居高齢者合計				
	平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)			平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)			平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)		
			稼働	年金	財産			稼働	年金	財産			稼働	年金	財産
合計	197	0.48	26.3	63.9	6.8	243	0.40	25.8	64.1	6.3	161	0.53	26.9	63.6	7.6
65-69	250	0.45	35.8	54.1	6.6	282	0.40	35.3	54.7	5.9	212	0.50	36.7	53.1	7.7
70-74	233	0.45	27.9	62.8	6.3	264	0.39	25.9	64.4	6.0	200	0.51	30.8	60.5	6.6
75-79	179	0.46	20.8	69.5	6.8	211	0.39	18.1	71.7	6.0	152	0.51	24.0	66.9	7.6
80-84	149	0.48	17.1	72.5	8.4	202	0.40	16.7	72.7	8.5	122	0.51	17.6	72.3	8.5
85+	119	0.51	14.1	74.7	8.3	175	0.44	18.4	69.1	6.8	99	0.51	11.5	78.2	9.2

スケールB

年齢 階級	高齢者合計					非同居高齢者合計					同居高齢者合計				
	平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)			平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)			平均所得 (万円)	ジニ 係数	構成比 (%)		
			稼働	年金	財産			稼働	年金	財産			稼働	年金	財産
合計	184	0.47	25.9	64.1	6.9	225	0.40	25.5	64.3	6.3	150	0.52	28.8	68.0	8.1
65-69	232	0.44	35.6	54.2	6.6	263	0.40	35.1	54.7	5.9	197	0.49	39.5	57.2	8.2
70-74	214	0.44	27.6	63.0	6.2	242	0.38	25.5	64.5	6.0	184	0.50	33.4	65.7	7.2
75-79	167	0.45	20.5	69.7	6.8	196	0.38	17.8	72.0	6.0	143	0.51	25.5	71.1	8.0
80-84	141	0.47	16.9	72.9	8.3	187	0.39	16.4	72.9	8.4	116	0.50	18.5	76.0	8.9
85+	114	0.50	14.1	74.8	8.3	166	0.44	18.5	68.8	7.0	96	0.51	11.9	80.9	9.5

表3 高齢者の所得5分位階級別平均所得及び所得源構成比：高齢者の所得，1998年

世帯所得5分位階級別

5分位 階級	高齢者合計					非同居高齢者					同居高齢者				
	平均 所得 (万円)	構成比 (%)		平均 年金額 (万円)	平均 所得 (万円)	構成比 (%)		平均 年金額 (万円)	平均 所得 (万円)	構成比 (%)		平均 年金額 (万円)	平均 所得 (万円)	構成比 (%)	
		稼働	年金			稼働	年金			稼働	年金			稼働	年金
合計	255	27.3	63.2	6.9	161	319	26.6	63.7	6.3	203	204	28.1	62.5	7.5	128
第1・5分位	24	1.2	96.7	0.8	24	75	3.9	85.2	1.9	641	8	2.6	96.2	1.3	8
第2・5分位	96	4.5	88.9	1.1	85	150	7.0	83.6	1.1	126	59	1.7	96.4	0.5	57
第3・5分位	173	7.5	87.1	1.7	150	237	9.8	85.6	2.0	203	123	5.6	91.9	1.4	113
第4・5分位	288	11.8	83.7	2.9	241	344	9.6	85.1	3.7	292	224	11.7	84.4	2.3	189
第5・5分位	696	42.6	44.1	10.8	307	787	44.9	41.9	10.1	330	607	41.7	44.9	11.5	272

1人当たり所得5分位階級別(スケールA)

5分位 階級	高齢者合計					非同居高齢者					同居高齢者				
	平均 所得 (万円)	構成比 (%)		平均 年金額 (万円)	平均 所得 (万円)	構成比 (%)		平均 年金額 (万円)	平均 所得 (万円)	構成比 (%)		平均 年金額 (万円)	平均 所得 (万円)	構成比 (%)	
		稼働	年金			稼働	年金			稼働	年金			稼働	年金
合計	197	26.3	63.9	6.8	126	243	25.8	64.1	6.3	156	161	26.9	63.6	7.6	102
第1・5分位	24	0.8	97.0	0.8	23	68	3.7	87.1	1.6	60	8	2.6	94.8	1.3	7
第2・5分位	85	4.7	89.5	1.2	76	130	6.9	82.9	1.4	107	53	1.9	96.6	0.6	51
第3・5分位	147	7.6	86.6	1.4	127	188	7.8	86.8	2.5	163	107	5.8	91.9	1.0	98
第4・5分位	221	10.1	85.9	2.1	189	256	10.1	85.9	2.2	220	183	10.2	86.4	1.8	158
第5・5分位	511	43.3	42.1	11.7	215	571	45.6	39.9	11.0	228	452	42.0	43.3	12.4	196

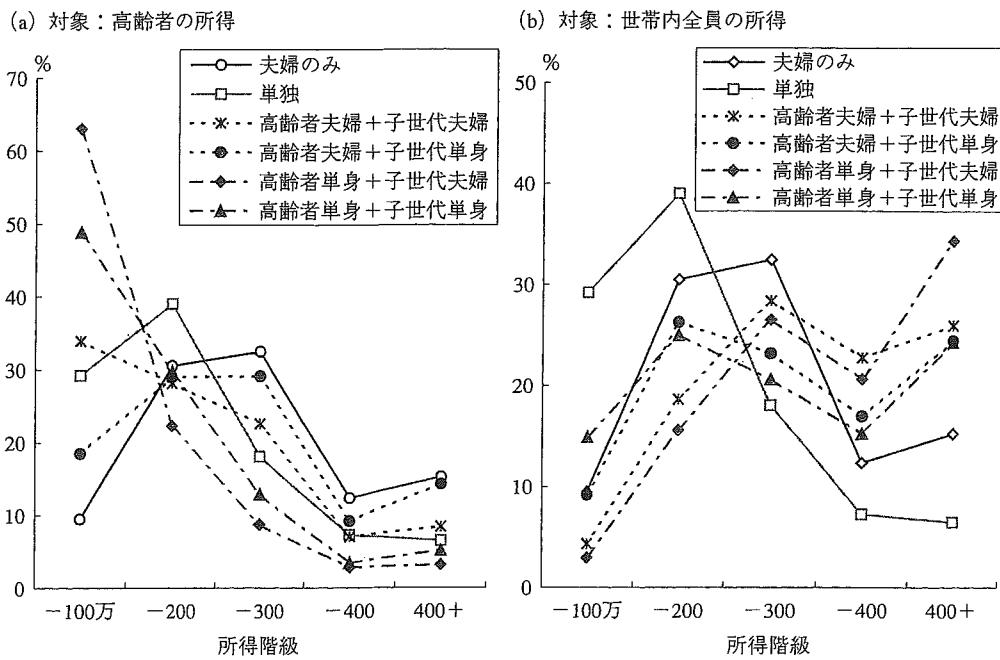


図2 世帯構造別所得階級分布：1人当たり所得 (スケール A)

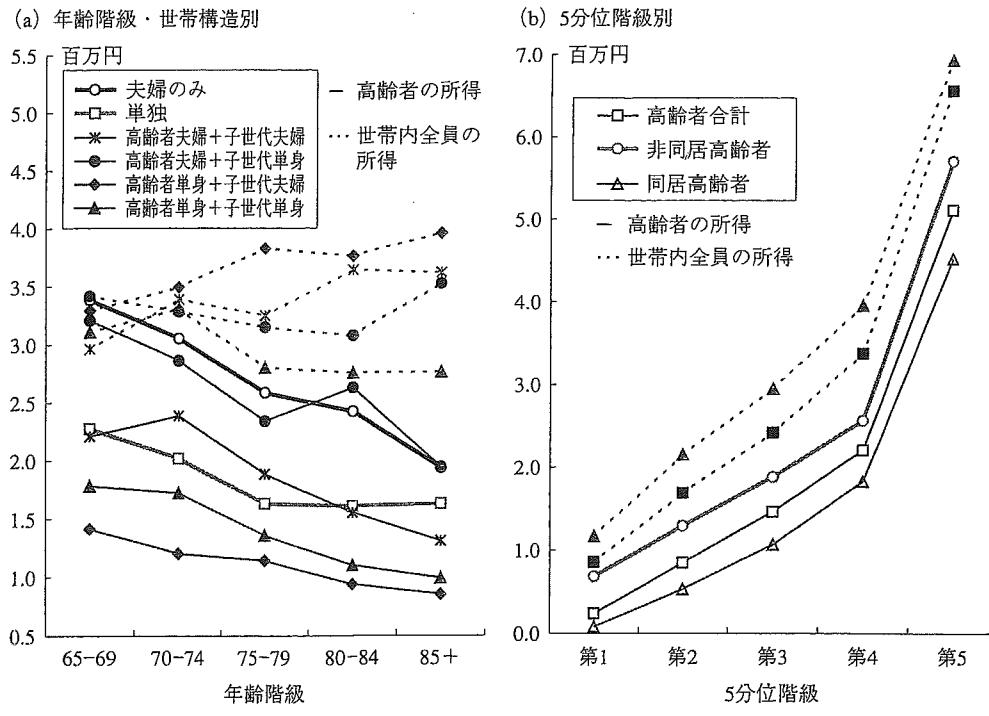


図3 1人当たり所得：スケール A

表3に示されているように、高齢者の所得だけを考慮すると、同居高齢者より非同居高齢者の方が1人当たり所得は高い。しかし、同居高齢者には同居によるメリットが考えられ、世帯内全員の

所得を考慮して1人当たり所得を計算し直すと、同居高齢者の平均値は大幅に増加し、非同居高齢者の平均値よりはるかに高くなる(図3(b))。

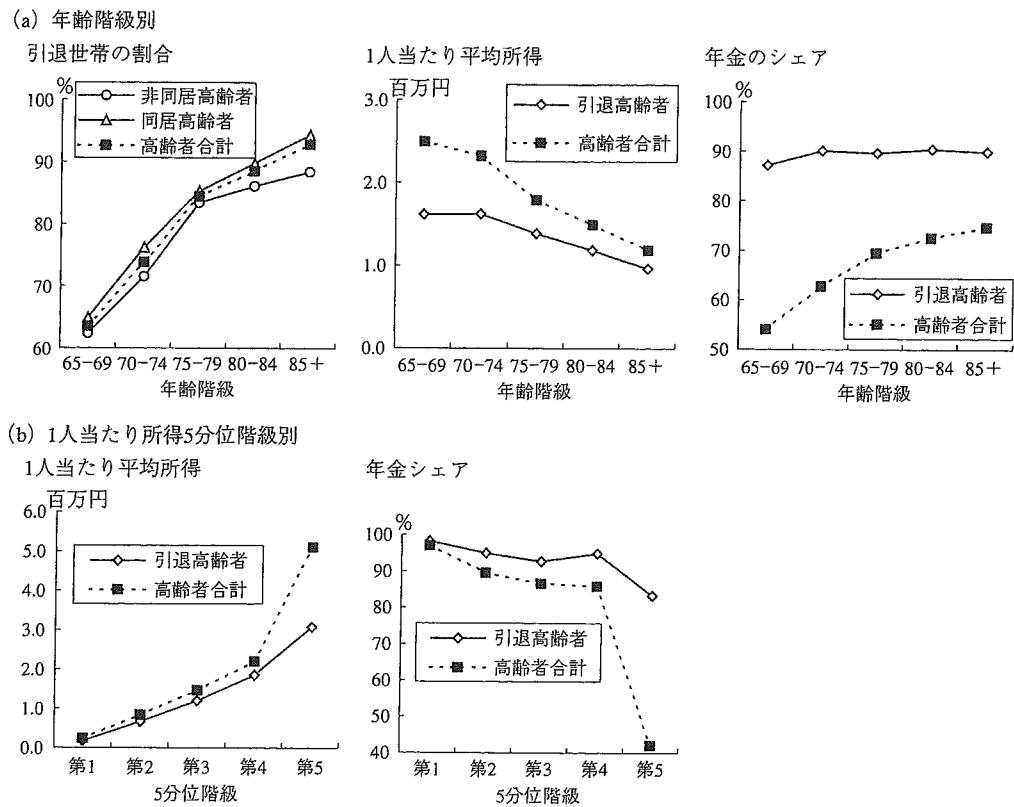


図4 高齢者全体と引退世帯の対比

3 高齢者全体と引退世帯の対比

稼働所得がゼロの引退世帯の割合は65-69歳の60%台から85歳以上では90%台に達する(図4(a))。引退世帯の割合は非同居群と同居群で大きな差はない。1人当たり所得は引退世帯の方が高齢者全体より低いが、年齢階級の上昇とともにその差は縮小する。高齢者の所得に占める年金のシェアは引退世帯では各年齢階級ともほぼ90%と高く、非同居群(88%)と同居群(91%)の差もほとんどない。

1人当たり所得5分位階級別に年金のシェアをみると、引退世帯では第1・5分位から第4・5分位までの年金のシェアが概ね90%を超え、最上位20%の世帯でも年金のシェアは非同居群で80%、同居群で85%と高い(図4(b))。

4 高齢者の所得に占める公的年金のシェア：分配比率を変化させた場合の試算

表4は日本、ドイツ、アメリカにおける高齢者

(65歳以上の単独又は夫婦のみ世帯)の所得5分位階級別所得構成比を示したものである。表4から公的年金給付の果たしている役割がドイツ、日本、アメリカでそれぞれ大いに異なっていることが読みとれる。アメリカでは企業年金や個人年金が中位以上の所得階級にとって重要であり(日本は残念ながらデータがない)、稼働所得のウエイトは日本やアメリカでドイツよりはるかに大きい。この3カ国の2000年における老齢・遺族給付の対GDP比は日本9.0%，ドイツ12.3%，アメリカ5.3%と大きな相違がある(OECD, 2001 b)。この相違の背景には高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)の違いがある(日本17%，ドイツ16%，アメリカ12%)。年金給付の規模とは別に、各5分位階級の平均所得の格差が国によって異なる。例えば第5・5分位の平均所得が第1・5分位の何倍かをみると、アメリカは11倍で日本の8倍より格差が大きい。

各5分位階級の平均所得を5分位階級計の平均

表4 高齢者（65歳以上の単独又は夫婦のみ世帯）の所得5分位階級別所得構成比

(単位：%)

所得源	ドイツ 1996年						日本 1997年						アメリカ 2000年					
	所得5分位階級						所得5分位階級						所得5分位階級					
	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計
平均所得							6.8	13.0	18.8	25.6	57.1	24.3	6.2	12.1	19.3	31.7	70.7	28.0
稼働所得	2	6	10	14	19	8	4	7	8	10	46	26	1	3	7	14	35	23
公的年金	87	80	72	64	55	76	87	83	87	86	40	64	83	85	71	57	29	47
私的年金	3	3	3	5	8	3	—	—	—	—	—	—	2	4	10	13	9	9
財産所得	6	10	14	16	18	12	2	1	3	2	11	6	3	5	9	13	24	18
その他	2	1	1	1	0	1	8	9	3	2	3	4	11	3	3	3	3	3

注1) 平均所得はそれぞれ10万円、千ドル。アメリカの平均所得は5分位境界値(ドル)9,295, 14,980, 23,631, 39,719から筆者推計。

2) アメリカの公的年金にはOASDI給付の他にRailroad RetirementとGovernment employee pensionsを加えた。

3) 私的年金は企業年金及び個人年金。

出典) Schwarze and Frick (2000), 府川 (2003), SSA (2002)。

表5 分配比率と高齢者の所得に占める年金給付のシェアの関係

(a) 分配比率 (単位：%)

種類	所得5分位階級					
	1	2	3	4	5	計
日本1	28	54	77	106	235	100
日本2	12	43	74	112	259	100
ドイツ	40	80	100	120	160	100
アメリカ	22	43	69	113	253	100

注1) 日本1は非同居高齢者、日本2は高齢者合計についてのデータによる(表3の1人当たり所得5分位階級別)。ドイツは全世帯を対象としたデータ(Eurostat, 2002)から筆者推計。アメリカは表4から算出。

(b) 高齢者の所得に占める年金給付のシェア

(単位：%)

所得5分位階級別 年金のシェア (注2)	所得5分位階級								
	1	2	3	4	5	計			
						使用した分配比率			
						日本1 日本2 ドイツ アメリカ			
日本1型	90	85	85	80	40	63	61	70	61
日本2型	95	90	85	82	40	64	62	71	62
ドイツ型	90	83	75	65	55	65	63	69	64
アメリカ型	85	80	70	55	30	50	47	56	48

注2) 日本1型、ドイツ型、アメリカ型は表4をもとに、一部数値を修正した。

所得で割った値を「分配比率」と呼ぶと、表4から日本とアメリカの分配比率は表5(a)のように算出される。ただし、日本の場合は同居高齢者も含めた高齢者全体を対象とした場合の分配比率も「日本2」として掲げた。この表によると高齢

者の所得格差はドイツで小さく、アメリカで大きい。日本1はその中間である。年金給付の対GDP比が同じでも、年金制度の給付設計によって分配比率は変わる。表4に示されている所得5分位階級別公的年金のシェアと分配比率とを組み

合わせると、所得5分位階級計(つまり高齢者合計)の所得に占める年金給付のシェアが表5(b)のように計算される。この表から、ドイツの分配比率を用いると日本でも高齢者の所得に占める年金給付のシェアが70%を超え、アメリカでも同様に10%ポイント上昇する(つまり、年金給付の対GDP比が増加する)ことがわかる。

V 考 察

1998年国民生活基礎調査の分析から公的年金給付に関して次のような結果が得られた。

- 高齢者の所得に占める年金のシェアは同居群・非同居群ともに65-69歳の50%台から75歳以上で概ね70%あるいはそれ以上に達する。
- 同居高齢者の1人当たり所得は非同居群平均より低いが、その水準は世帯構造によって様々である。一方、同居高齢者には同居のメリットも無視できない。
- 1人当たり所得5分位階級別にみると、年金のシェアは下位80%の世帯で80%を超え、上位20%の世帯で40%に低下する。引退世帯では年金のシェアはさらに高い。

表1から単身の子と同居している高齢者夫婦は「夫婦のみ」世帯とほぼ同じ経済力があり、子が高齢者と同居したケースが多いと考えられる一方で、子夫婦と同居している高齢者夫婦の場合は高齢者側が子夫婦のところに同居したケースも多いのではないかと推測される。また、高齢者が単身の場合は、「単独」世帯、「単身の子と同居」、「子夫婦と同居」の順に平均所得が低下し、公的年金のシェアを考える上でも高齢者の性や住まい方が考慮すべき要因として浮かび上がってくる。

表4で3カ国について高齢者の所得5分位階級別所得源構成比を比較しているが、日本では65歳以上の約半数が子と同居している(子との同居率は年齢階級の上昇とともに増加している)。日本の場合には数の上では非同居高齢者は高齢者全体の50%しか代表していないという問題があるが、同居高齢者より非同居高齢者の方が平均所得は高いものの、所得分布や所得源構成比で両者は

類似している。従って、非同居高齢者で全体を代表させてもある程度代表性は確保されていると考えられる。表5(b)は所得5分位階級別の年金のシェアが同じでも分配比率が異なれば年金給付の対GDPは異なってくることを示している。別の見方をすれば、同じ年金給付(対GDP比)でも各所得階級の年金のシェアと分配比率において異なる組み合わせが可能であることを示している。つまり、制度設計に柔軟性があるということである。以下、国民生活基礎調査の分析から離れて、日本の年金改革への示唆を考察したい。

老齢保障の分野に政府が介入する理由としては、1) 将来の不確実性、2) 逆選択、3) 生涯を通じた所得再分配、4) 無思慮に対する保護、5) 親の扶養義務の社会化、が挙げられている(Kingson and Schulz, 1997³⁾)。各国の年金改革では税・社会保険料負担をこれ以上増やさずに公的年金の役割を再定義しようとしているが、生涯所得(lifetime earnings)に基づいた所得再分配を行い、生涯生活水準(lifetime standard of living)を保障しようという考え方は不变である。再定義の中心的な課題は公平性をベースとした制度の responsiveness の向上、制度の持続可能性、及び就労を高齢期における所得源の1つとして位置付け直すという考え方である。そして、制度の果たしている役割を国民が納得し、信頼していることが必須である。公平性の中には、1) 抱出と給付の関連性の程度、2) 所得再分配の程度、3) 負担と給付に関する世代間の公平性、など様々な要素が含まれている。さらに日本では年金制度に対する国民の信頼を回復するために、制度の整合性を高める努力も重要な課題となる。

アメリカの年金給付は低所得者や被扶養者をかかえている者を厚遇するものである。つまり、給付の十分性(benefit adequacy)を確保するために「抱出に正比例した給付」という公平性の原則からは離れている。低所得者の方が死亡率が高いことを考慮しても、OASDIは所得再分配の機能を十分果たしている。OASDIは1983年の改正以降、大きな改正はない。1990年代後半以降、OASDIの一部を「民営化」する案が大きな関心

を集めているが、国民から広く支持されているOASDIを代替するような議論ではない。OASDIの財政問題を解決するため、ブッシュ大統領は2001年5月に超党派の年金諮問委員会を発足させた。この諮問委員会は2001年12月に既存の年金制度を補完するものとして個人退職勘定(PRA)の導入を中心とした3案を提案した。抜本的な改革を主張する声は高まっているが、個人退職勘定(PRA)が近い将来導入される可能性は小さい(Weaver, 2003)。アメリカは高齢者の中で所得格差が大きく、高齢者の貧困も存在しているが、大きな問題になっていない。アメリカの年金改革の議論では保険料率の引き上げという選択肢が存在せず、育児や介護のクレジット、高齢者へのもっと寛大なセーフティー・ネット、などが無視されている(Weaver, 2003)。

早期引退の慣行は年金制度の中・長期的安定性と両立するのが困難である。人口高齢化によって社会保障にかかる圧力を緩和するためには、「早期引退」から寿命の伸びに応じた「引退延期」へと考え方を変えなければならない(ISSA, 2003)。従って、ドイツの労働者は「(早期引退とは正反対に、より長く働き,) 今日と同じ水準の年金を今日とほぼ同じ期間受給する」か「今日より長い期間、減額された年金を受給する」かのどちらかを選択しなければならない(Schmaehl, 2000)。公的年金で最低限の保障だけをしようと考えている国々においては、遅かれ早かれ何らかの形で強制的な制度を作る必要に迫られている(Schmaehl, 1999)。この強制的な制度は公的年金、企業年金、あるいは個人年金といろいろな形をとり得るが、いずれにしても現役時代の所得を代替する公的年金制度をもっている国が1つの制度で行っていることを、これらの国は2つの制度によって達成しようとしていることになる。これとは逆に、ドイツでは賦課方式による公的年金の給付水準が高く保険料が高いため、積立方式による第2の制度を作り、賦課方式の保険料率の上昇を抑える改革を行った。しかしながら、2001年の改革では不十分で、支給開始年齢の67歳への引き上げ及び給付のもう一段階の引き下げを骨子とするさ

らなる改革案が2003年8月に政府の諮問委員会から提案された⁴⁾。

日本では1999年度の年金改正で厚生年金の最終保険料率を年収の20%にとどめることを目的とした改正が行われた。そのために用いられた手段は財源拡大、給付水準の削減、私的仕組みによる補完、の3つの組み合わせで、ドイツの2000/01年改正と同様であった。1999年改正は考え方の上では比較的大規模な改正であったが、次期改正(2004年度)でも「保険料引き上げ & 給付水準引き下げ」というパターンを繰り返すことを余儀なくされている。年金制度の主要な機能を退職による稼働所得(Earnings)喪失というリスクへの対応と考え、被用者と自営業者で制度を分立させず、稼働所得に対して所得比例の拠出を課し、所得比例の給付を支給しているのがアメリカやドイツの公的年金の姿である(府川, 2001)。そして、ドイツやアメリカにおける年金改革の議論は、67歳支給、国庫負担の性格付け、雇用促進的仕組み、等の面で日本の制度の持続可能性を向上させる上で重要な論点を提供している。

年金制度は高齢期の稼得喪失というリスクに対して、引退後にも現役時代の生活水準から激変しないよう income smoothing を行い、かつ、何歳まで生きるかわからないというリスクをプールして対処する機能を果たしている。従って、公的年金の給付水準を考える場合には、平均値だけで議論するのは不十分であり、表4のような所得階級別の議論が是非とも必要である。表5でみたように、年金給付の規模が同じでも年金制度の行う再分配は一意には決まらない。また、income smoothing を実現する方法は様々で、スウェーデンでは公的賦課方式の制度で、シンガポールは公的積立方式の制度で実施し、アメリカやイギリスでは公的賦課方式の制度と私的積立方式のミックスで実現され、チリやオーストラリアではほぼ100%私的仕組みで実現されている(Barr, 2002)。

世代内の垂直的な所得再分配は意図したものであるが、世代間の所得再分配は賦課方式による財政運営によってもたらされた意図せざる機能であ